

欧州における電子記録管理に係る取組み

—MoReq とその変遷—

国立公文書館業務課公文書専門員

岡本 詩子 おかもと・うたこ

1. はじめに

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）では、電子公文書の長期保存等に関する国際動向や技術的動向について調査研究を実施している。平成 22 年度の調査研究ではイギリス、平成 23 年度はニュージーランドの取組みについて調査し、館の研究紀要である「北の丸」において、それぞれの結果を報告した¹。

イギリスでの電子記録管理に関する取組みは、政府の情報政策（特に 2001 年の情報公開法制定以後における情報の積極的活用）を背景に、英国国立公文書館（The National Archives 以下「TNA」という。）を中心として展開されている。また、イギリスでの取組みに関する調査では、その重要な取組みの一つである「デジタル継続性（Digital Continuity）」プロジェクトについて取り上げた。

「デジタル継続性」とは、必要な情報を適切な方法で必要な期間使うことができる性質を意味するが、同プロジェクトでは、電子記録管理におけるデジタル継続性を確保するための具体的な取組みを実施している。例えば、保存する電子ファイルを後日利用するために必要となるファイルフォーマットに関する情報提供サービスとして、PRONOM というサービスが提供され、さらに、現在では PRONOM より一歩進んだ DROID（Digital Record Object Identification）というアプリケーションが提供されている。PRONOM は、多種多様なファイルフォーマットの情報を収集・集積するデータベースであり、DROID は、電子ファイルの構造を自動で解析し、解析結果と

PRONOM が有する情報を照合して、ファイルフォーマットを特定することができるアプリケーションである。

ニュージーランドでは、ニュージーランド国立公文書館（ANZ: Archives New Zealand）が、各政府機関が遵守すべき公文書記録管理に係る標準を策定しており、ニュージーランドでの取組みに関する調査では、その一つである電子記録管理に関する「デジタル記録管理標準」（公記録法に基づき 2010 年策定）を取り上げた。同標準は、オーストラリアやニュージーランドの公文書館等によって組織されているオーストラレイジアン・レコードキーピング・イニシアチブ（ADRI: Australasian Digital Recordkeeping Initiative）及び国際公文書館会議（International Council on Archives 以下「ICA」という。）の共同プロジェクトにより 2008 年に策定され、その後、国際標準化機構（ISO: International Organization for Standardization）により国際標準となった「電子オフィス環境における記録に関する原則及び機能要件」（以下「ICA-Req」という。）に基づくものである。

本年度は上記調査に続き、欧州における電子記録管理に係る取組みについて、欧州で策定された電子記録管理に係るシステムのモデル要件である MoReq² を中心に調査した。MoReq は、欧州委員会（European Commission 以下「EC」という。）の主導と欧州連合（European Union 以下「EU」という。）加盟国の公文書館等の支援により設立された DLM フォーラム³ によって、2001 年に策定された電子記録管理のモデル要件である。

欧州においては、TNA が策定した電子記録管理

システムの要求事項 (Requirements for Electronic Records Management Systems) ⁴が、欧州における電子文書管理に関する最も一般的な標準とされてきた。しかし、その後、MoReqがTNAによる上記要件に替わり、電子記録管理システムのモデル要件として使われるようになった⁵。

以上を踏まえ、本稿では、欧州における電子記録管理に係る取組みとしてMoReqの概要を取りまとめて紹介する。

2. MoReqの沿革

2.1 MoReqとは

行政における記録作成の電子化、システム化により、記録管理に係るステークホルダー（行政機関、個人、法人）にとって、利便性の高い新たな情報サービスの提供及び利用が可能となったことから、これまで様々な国や機関において、電子記録管理に関する取組みが進められてきた。欧州、特にEU諸国では、ほぼ全ての国において、自国の記録管理に関する基準となる要件を自ら規定した⁶。これらの活動の初期においてEU全体で共通の標準的要件が無いことから、「欧州における電子サービスの、行政、企業、国民への相互利用可能な配信を複雑なものにしている」⁷といわれ、その状況の解決が課題であった。

上記課題の解決のため、ECを中心に、欧州内外の異なる文化・国家で適用するための国際的な文書管理に関する標準やガイドラインを作成する組織として、DLMフォーラム (Document-Lifecycle-Management Forum) が1994年に設立され、2001年に行政機関における電子記録管理のためのモデル要件である、「MoReq」を策定した⁸。

また、DLMフォーラムは設立当初、EC及びEUによる共同活動組織であったが、2002年以降、欧州内外の行政機関や大学、研究所、公企業、私企業、個人なども参加している。また、2001年に策定されたMoReqに続き、2008年にMoReq2、2010年から2012年にかけて、「MoReq2010」を策定してきた（最新版は、

「MoReq2010 ver.1.1」）。

MoReqは当初から、多くの国を横断して利用・適用されることを前提とした国際的なモデル要件となることを重視し、検討されてきた。そして、その位置付けはあくまで行動勧告であったが、電子情報管理システムのモデル要件として、バージョンを更新しながら、今日では「事実上」の国際標準として認識されている⁹。

2.2 MoReq

2001年に公表されたMoReqの初版は、ISO15489-1¹⁰に従い構築された記録管理プログラムと組織の情報管理戦略を支援するための電子記録管理システム (Electronic Records Management System 以下「ERMS」という。)の仕様を作成することに重点が置かれ、ERMSについてもっとも詳細な文書と位置付けられている¹¹。このようにMoReqでは、組織コンセプト、事務手順、事務プロセス、文書管理及び記録管理の原則等については言及しておらず、主に電子記録管理システムのモデル要件を取りまとめたものであったことから、電子記録管理システムを調達する際の基礎的要件として位置付けられた¹²。

2.3 MoReq2

2008年、MoReqの改定増補版として「MoReq2」が公表された。

MoReq2の開発には、電子記録管理システムの利用者組織、コンサルタント、インテグレーター、ソフトウェアベンダー等、多様な分野のボランティアが個人・組織で参加した。企業としては、欧州の電子記録システムの大手多国籍企業から地域の小規模企業まで、その規模の大小を問わず関わった¹³。これにより、MoReq2には業種・組織規模に関わらず幅広い関係者にとって有益となるよう、以下の3項目¹⁴にも重点が置かれることとなった。

- (1)電子記録管理の利用者は、MoReq2をカスタマイズして仕様および調達を主導できる。
- (2)ベンダーはMoReq2を使ってソフトウェア

の開発が出来る。

- (3)教育界は将来のレコードマネージャーを教育・育成するためのツールとして使用できる。

MoReq2はMoReqの構成と基本コンセプトを継承しつつも、MoReqから多くの点が変更されている。特徴的な変更点として、電子記録管理用の各種製品・ソフトウェアがMoReq2準拠であるかの検査・確認に関する事項が盛り込まれたことが挙げられる。具体的には、MoReq2準拠であるかを確認するためのテスト及び証明をサポートする要件がMoReq2に含まれた¹⁵。これにより、システムを供給するベンダーは、製品がMoReq2準拠である証明を受け、利用者に示すことにより、利用者がMoReq2準拠の製品であることを客観的に見分けることができるようになった。

次にMoReq2の要件について、電子記録管理に関する国際規格であるISO16175-2 (ICA-Req)との共通性を確認することとする(表1)¹⁶。ISO16175-2は、国際標準化機構ISOが承認する国際規格ISO16175(情報及びドキュメンテーション-電子オフィス環境における記録のための原則及び機能的要求事項: information and documentation - Principles and functional requirements for records in electronic environments)の第2部であり、電子記録管理における原則及び機能的要求事項を記す国際規格である。

表1から、MoReq2がISO16175-2に規定する項目との共通性があることがわかる。

MoReqからの変更点が反映され、また国際規格との共通性もあるMoReq2であるが、MoReq2に準拠したシステムの導入を図る利用者とベンダーに次のような新たな課題をもたらした。MoReq2において、MoReq2準拠に係る検査・確認の仕組みが導入され、ベンダーが提供する製品の品質が確保されたことによって、ベンダーは利用者が必要とする機能の追加や不要な機能の削除等に対応した際、そのシステムに関して品質を保証することが難しくなった。利用者側からみると、

表1 MoReq2とISO16175-2の共通性¹⁷

要件		MoReq2	ISO16175-2
分類体系及びファイル構成	分類体系の設定	3.1	3.1.3
	クラスドファイル	3.2	3.3.1/2
	ボリュームとサブファイル	3.3	3.3.4
	分類体系の維持	3.4	3.3.3
セキュリティ	アクセス制御	4.1	3.4.1-3.4.5
	バックアップとリカバリ	4.3	3.8.4
	重要記録(vital)	4.4	3.8.4
	監査	4.2	3x
保存及び処分	保存及び処分計画	5.1	3.6.1
	処分のレビュー	5.2	3.6.1
	移管、エクスポート、廃棄	5.3	3.6.2
キャプチャ及び記録の宣言	キャプチャ	6.1	3.1.1/6
	バルクインポート	6.2	3.1.4
	e-メール管理	6.3	3.1.7
	記録のタイプ	6.4	3.3.1
	スキャンング及びイメージング	6.5	
参照識別	分類コード	7.1	3.2
	システムID	7.2	3.2
検索、取り出し、及び表示	検索及び取り出し	8.1	3.7
	表示: 記録の表示	8.2	3.7.1
	表示: 印刷	8.3	3.7.2
	表示: 音声等の対応	8.4	3.7.4
管理機能	モニタ及び通知	9.1	3.8.1
	報告	9.2	3.8.3
	変更、削除、リダクション(重複削除)	9.3	3.7.3

自分たちの都合で仕様変更を行った場合、品質の保証がなされないのみならず、MoReq2に準拠しない不適当な要求を行っていないか確認することが必要となったのである。

2.4 MoReq2010¹⁸

MoReqの管理委員会(MoReq Governance Board)が、MoReqに関する新しいロードマップを2009年に提示し、MoReqに新しい方向性を指し示した。このロードマップは、MoReqという仕様が、これまで適用可能とされなかった領域、すなわち医療、製薬、法律、ファイナンシャル事業など、固有の問題を解決する特殊なアプリケーションの標準が必要と思われる分野においても、将来的に広く対応できるよう考慮されている。そして、記録管理に関するソリューションの大小に関わらず等しく適用できる、柔軟で測定可能な要件を作成するために必要な条件を示したものであった。

前述のロードマップを踏まえ、DLMフォーラムでは、広くパブリックコメントを募集し、寄せられた開発計画に関する意見を参考に、2010年に新しいMoReq2010を策定した。MoReq2010では、モジュール¹⁹性と相互運用性の観点から、MoReq2までの「モデル要件」から「モジュラー要件」に変化した。MoReq2010の記録システムに関する構成要件は図1の通りであり、各構成要件の下には、細分化されたモジュールが存在する。

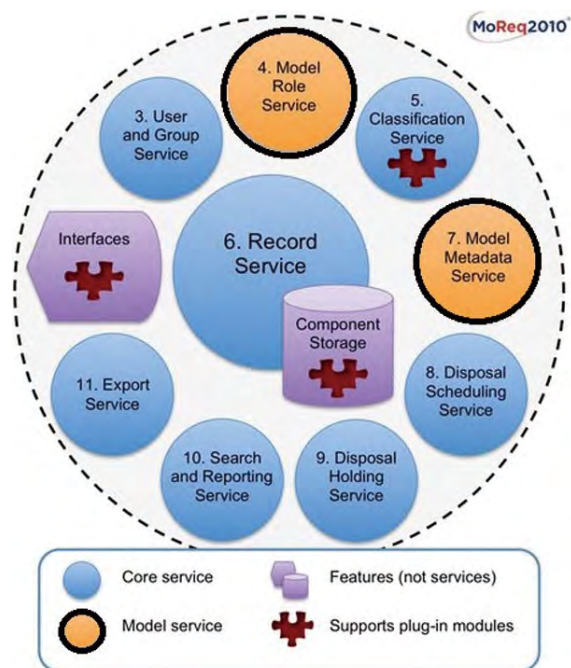


図1 MoReq2010 に準拠する記録システムの構成²⁰

モジュラー要件では、図1の構成を基本としてサービスに応じた各機能がモジュール化されているため、必要に応じてモジュールを組み合わせることが可能となり、各利用者に適したシステムが柔軟に作れるようになった。また、MoReq2010ではモジュール単位で要件を充足しているかテストし、証明することが可能となり、ベンダーは利用者への品質保証にも対応しやすくなった。

MoReq2010は、MoReq2のように規定する要件のみで電子記録管理システムの構成を可能とするガイドラインとしての役割を果たす一方、利用者のニーズへの柔軟な対応が可能な設計となっている。

3. おわりに

本稿では欧州における電子記録管理への取組みとして欧州の各国において記録管理システムの仕様を策定する上で利用されているMoReqについて紹介した。MoReqはその機能や構成の改善と共にバージョンアップを重ねてきたが、MoReqの全てのバージョンに共通している考え方として、文書のライフサイクルにおいて、文書の現用/非現用の別なく、一貫した記録管理が実施されるという点である。MoReqを参考に電子記録管

理に係るシステムの仕様を検討する際は、このライフサイクル全体を視野に入れたシステム設計が前提となっていることに留意する必要がある。

特に、独自仕様の電子記録管理に係るシステムでは、あるシステムで管理するデータについてそもそも外部システムへ出力することを想定していなかったり、出力できたとしても他のシステムで利用できなかったりと、システムの相互運用性という点において、あまり考慮されていない場合がある。MoReq2010では、こうした相互運用性も重視されており、コアサービスの中で定義されている²¹。これにより、例えば現用文書に特化したシステムと非現用文書に特化したシステムが、個別に開発された場合も、どちらもMoreqの考え方に則っていれば、両システム間の連携も容易であり、また、何年か後に、上記の両システムがシステムを更新し、データを移行する際の作業が円滑かつ適切に行われるのである。

また、電子記録の長期保存に当たり、「真正性」の確保も重要な論点の一つである²²。そのため、MoReqでは、管理の方針や手順の面から要件を規定するとともに、システムの要件を規定し、更にベンダーの製品の品質を保証することにより、「真正性」の確保が図られている。

電子記録の長期保存にかかる観点から、Moreqに規定される要件は、参考になるというよりもむしろ、長期保存に係る実際の業務が適切に行われるため、必要な要件であることが理解できる。今後、我が国においても、Moreqの考え方が普及し、同モデル要件に基づくシステムに係る議論が進展することが期待される。

館では、平成24年度の電子公文書の長期保存に係る調査研究に当たり、欧州における電子記録管理に係る取組みとしてMoReqを取り上げ、その最新版であるMoreq2010の主要な部分を翻訳し、館のホームページを通じて提供することとした。これにより、広く公文書管理、記録管理に従事する方々等の参考になれば幸いである。

- ¹ 平成 22 年度、平成 23 年度の報告については次の文献を参照。
イギリス：中島康比古．イギリス国立公文書館の近年の取組．北の丸 - 国立公文書館報 - ．独立行政法人国立公文書館．2011.2, vol.43, p.184-170.
ニュージーランド：中島康比古．ニュージーランド公文書館の近年の取組．北の丸 - 国立公文書館報 - ．独立行政法人国立公文書館．2012.2, vol.44, p.173-155.
- ² 2001 年の MoReq 策定時から 2008 年に策定された MoReq2 までは、Model Requirements for the Management of Electronic Records の略。MoReq2010 からは Modular Requirements for Records systems の略。
- ³ 後述する「2.1 MoReq とは」参照。
- ⁴ Public Record Office / The National Archives, Requirements for Electronic Records Management Systems, 2002.
- ⁵ Marko Lukičić, Vlado Sruk."Electronic Records Management System Requirements". INFuture2009.
<http://infoz.ffzg.hr/INFuture/2009/papers/2-02%20Lukicic,%20Sruk,%20ERMS%20requirements.pdf>, (参照 2013-1-22)
- ⁶ 財団法人日本情報処理開発協会．電子データ保存システムに関する調査研究報告書，財団法人日本情報処理開発協会．2011.3, p.6.
- ⁷ 脚注 6, p.7.
- ⁸ DLM Forum Foundation. "About the DLM Forum". http://www.dlmforum.eu/index.php?option=com_content&view=article&id=13&Itemid=15&lang=en, (参照 2012-11-2)
- ⁹ DLM Forum Foundation. "MoReq2010 SPECIFICATION ver.1.1". 2011, p.16.
- ¹⁰ 2001 年に発行された記録管理に関する国際規格。国内規格では JIS X 0902-1:2005 として規定。
- ¹¹ マーティン・ウォードロン著，柿崎康男 横尾薫訳．MoReq: 欧州における電子記録管理の必要条件モデル - MoReq のガイドラインにより、電子記録管理の最良の実践方法と電子文書及び事業戦略の橋渡しが可能となる - ．月刊 I M ．2003, vol.42(6), p.27-29.
- ¹² DLM Forum Foundation. "MoReq2010 SPECIFICATION ver.1.1". 2011, p.16.
- ¹³ 電子記録管理システムの新しいモデル (MoReq2) の紹介, Marc Fresco 著, 柿崎康男抄訳, RIM ジャーナル 第 8 号 (原文: ARA IM ジャーナル 2008. 7/8 号), 2009.1, p.10.
- ¹⁴ 脚注 13 p.10.
- ¹⁵ DLM Forum Foundation. "MoReq2010 SPECIFICATION ver.1.1". 2011, p.16.
- ¹⁶ ISO16175 は、2010 年から 2011 年にかけて、ISO により ICA-Req が国際規格として承認・公表されたものである。ISO16175 は以下の 3 部で構成される。
ISO16175-1: 概要及び原則の説明
ISO16175-2: デジタル記録マネジメントシステムの指針及び機能的要求事項
ISO16175-3: ビジネスシステムにおける記録のための指針及び機能的要求事項
今回は MoReq2 と同時期に検討された ISO16175 との共通性の確認を試みた。
- ¹⁷ 電子記録応用基盤フォーラム (eRAP) ．電子記録応用基盤に関する調査検討報告書 2010 - クラウド時代の安心安全な電子記録管理 - ．一般財団法人日本情報経済社会推進協会．2011.5, p.12, 表 2.3 より抜粋。
- ¹⁸ 本節の内容は DLM Forum Foundation. "MoReq2010 SPECIFICATION ver.1.1". 2011, p.19-20 を参照。
- ¹⁹ モジュールとは、モジュールに従っている仕組みのことである。モジュールとは、システムを構成する要素となる単位。いくつかの部品の機能を集め、まとまりのある機能を持った部分のことを指す。
- ²⁰ DLM Forum Foundation. "MoReq2010 SPECIFICATION ver.1.1". 2011, p.32, Figure2a. から抜粋。図中の番号は文献の章と対応。
- ²¹ Export Service : DLM Forum Foundation. "MoReq2010 SPECIFICATION ver.1.1". 2011, p.151-167.
Disposal Scheduling service: 前掲 p.115-136.
- ²² 電子記録の真正性については、以下の文献で検討されている。
財団法人日本情報処理開発協会．電子データ保存システムに関する調査研究報告書，財団法人日本情報処理開発協会．2011.3, p110-111.

【参考文献】

- ・ DLM Forum Foundation. "About the DLM Forum". http://www.dlmforum.eu/index.php?option=com_content&view=article&id=13&Itemid=15&lang=en, (参照 2012-11-2).
- ・ DLM Forum Foundation. "MoReq2010 SPECIFICATION ver.1.1". 2011.
http://www.dlmforum.eu/index.php?option=com_jotloader§ion=files&task=download&cid=468_46c1627426a0dca5b689e70b4e95d58e&Itemid=129&lang=en, (参照 2012-11-24).

- ・ Principles and functional requirements for records in electronic office environments. International Council on Archives, 2008.
- ・ The European Communities. "MoReq SPECIFICATION". 2001. http://www.dlmforum.eu/index.php?option=com_jotloader§ion=files&task=download&cid=55_53897762e6a9f201462ee81eda67e670&Itemid=100&lang=en, (参照 2012-12-03).
- ・ The European Communities. "MoReq2 SPECIFICATION v1.04". 2008. http://www.dlmforum.eu/index.php?option=com_jotloader§ion=files&task=download&cid=24_92cddeb6dd5f23e213b7b06db66b5fd7&Itemid=175&lang=en, (参照 2012-11-24).
- ・ Marko Lukičić, Vlado Sruc. "Electronic Records Management System Requirements". INFuture2009. <http://infoz.ffzg.hr/INFuture/2009/papers/2-02%20Lukicic,%20Sruc,%20ERMS%20requirements.pdf>, (参照 2013-1-22).
- ・ Marc Fresco 著, 柿崎康男抄訳. 電子記録管理システムの新しいモデル (MoReq2) の紹介. RIM ジャーナル. 2009, vol.8, p.26-29.
- ・ マーティン・ウォードロン著, 柿崎康男 横尾薫訳. MoReq: 欧州における電子記録管理の必要条件モデル – MoReq のガイドラインにより、電子記録管理の最良の実践方法と電子文書及び事業戦略の橋渡しが可能となる – . 月刊 I M . 2003, vol.42(6), p.27-29.
- ・ 電子記録応用基盤フォーラム (eRAP) . 電子記録応用基盤に関する調査検討報告書 2010 - クラウド時代の安心安全な電子記録管理 -, 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 . 2011.5.
- ・ 財団法人日本情報処理開発協会 . 電子データ保存システムに関する調査研究報告書, 財団法人日本情報処理開発協会 . 2011.3.
- ・ 坂口貴弘 . アーカイブズの編成・記述とメタデータ . 情報の科学と技術 . 2010, vol.60 (9), p.384-389.
- ・ 中島康比古 . イギリス国立公文書館の近年の取組 . 北の丸 – 国立公文書館報 – . 独立行政法人国立公文書館 . 2011.2, vol.43, p184-170.
- ・ 中島康比古 . ニュージーランド公文書館の近年の取組 . 北の丸 – 国立公文書館報 – . 2012.2, vol.44, p.173-155.